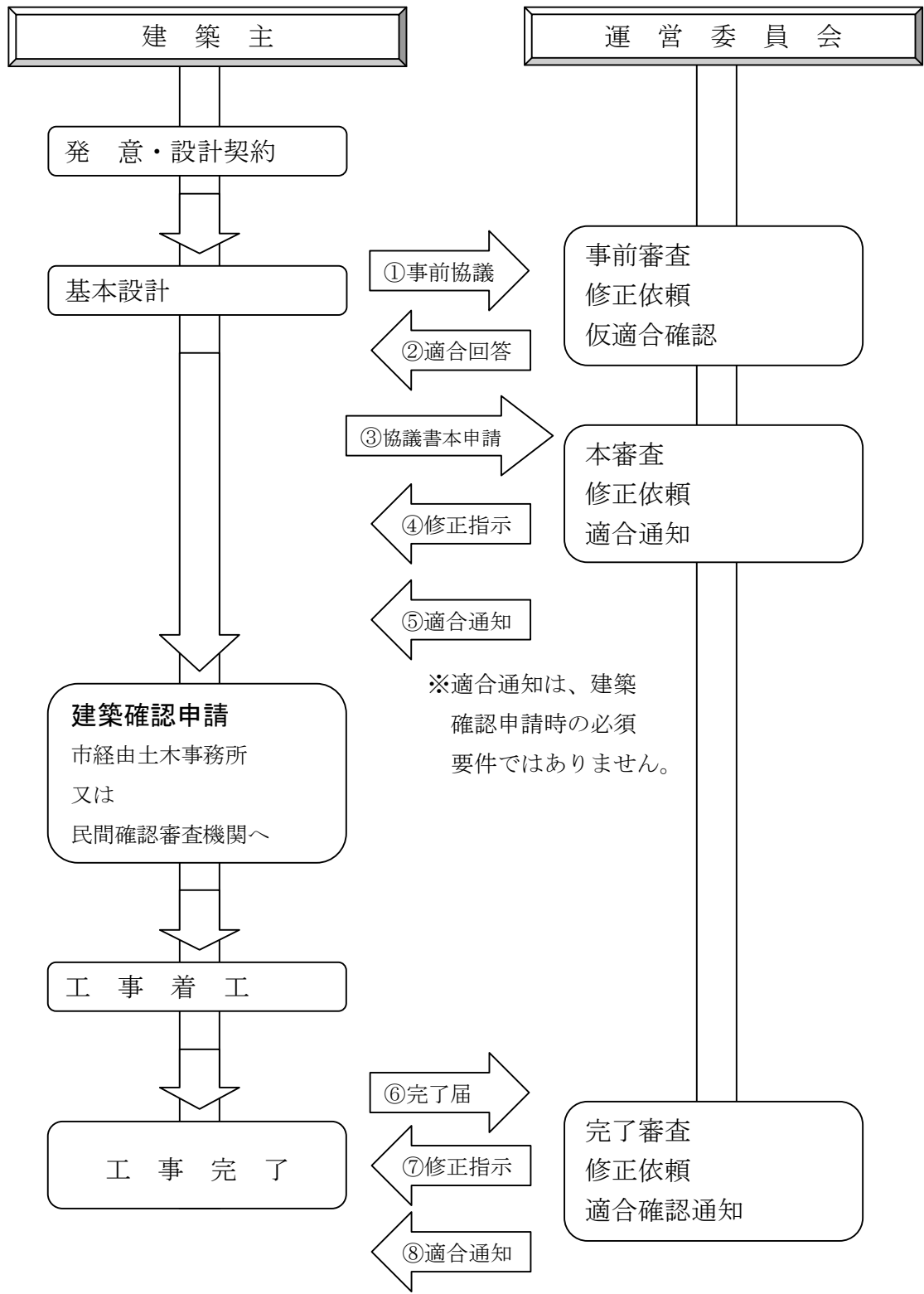


運営委員会への申請図書の事務取扱について

1 建築の手順について



①事前協議について

提出時期 基本設計時

添付書類 見取り図、配置図、平面図、立面図（着色）、外構図（外構計画が定まっていない場合は、後日提出してください）、その他必要図書

②適合回答

提出された設計図書について本申請前の事前確認を行います。

各条項に適合されているか確認を行います。条項に適合しない箇所がある場合は、修正をお願いします。適合している場合は、その旨回答いたします。

③協議書本申請について

提出時期 建築確認申請前

添付書類 確認申請書（写し）、付近見取り図、配置図、平面図、立面図（着色）、外構図（外構計画が定まっていない場合は、後日提出してください）、その他必要図書

④、⑤修正指示、適合通知について

提出された申請書類に基づいて、運営委員会において各条項を照合し、協定に適合している場合、適合通知書を交付します。

修正が必要な場合は、修正指示を行います。

なお、適合通知は建築確認申請時の必須要件ではありません。

⑥完了届について

工事が完了した場合は、工事完了届を提出してください。

完成写真を添付してください。

⑦、⑧修正指示、工事完了適合通知について

工事完了後、協定に適合している場合は適合通知を交付します。

修正が必要な場合は、修正指示を行います。

建築等計画協議書

平成 年 月 日

1. 建築主	氏名： ㊟ 住所：〒 TEL：() —	
2. 申請 代理者	事務所名及び担当者名： 住所： 連絡先：() —	
3. 所在地	唐津市	
4. 行為内容	・新築・増築・改築・移転 ・大規模な修繕、模様替（屋根および壁の塗り替え等） ・広告物・その他	
5. 申請に係る 建築物	構造	階数
	用途	
6. 敷地面積	㎡	
7. 建築面積	㎡	
8. 延べ床面積	㎡	
9. 壁面後退 (前面)	c m ≥ 5 0 c m	
1 0. 壁面の色	添付図面に彩色してください。	
1 1. 屋根の色	添付図面に彩色してください	
1 2. 緑 花	緑花の内容 ・植栽 ・生垣 ・花壇 ・その他 ()	
1 3. 自己用 広告物	有 無 有の場合着色数 色（※白色含む） 添付図面に彩色してください。	
1 4. 工 期	平成 年 月 日～平成 年 日	
※受 付 欄	※適合通知欄	※備考欄
平成 年 月 日	平成 年 月 日 第 号	

- ・※印欄には記入しないで下さい。

- ・添付書類

確認申請書（写し）、付近見取り図、配置図、平面図、立面図（着色）、外構図（外構計画が定まっていない場合は、後日提出してください）、その他必要図書

建築等計画適合通知書

第 号
平成 年 月 日

-----様

あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定運営委員会
委員長 (印)

平成 年 月 日付けで申請のありました下記物件については、
景観協定書の基準に適合していることを通知します。

記

敷地位置 ----- 佐賀県唐津市 -----
(店名 -----)

建物種別 ----- 造 ----- 階建 ----- 、 -----

延べ床面積 ----- m² -----

建築等完了届

あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定に基づき、適合の通知を受けた建築等の行為が完了したので届け出ます。

平成 年 月 日

あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定運営委員会
委員長 様

住 所

届出人 氏 名 (印)

敷地位置 佐賀県唐津市
(店名)

適合番号・年月日 第 号 平成 年 月 日

適合通知の内容 造 階建 m²

行為完了年月日 平成 年 月 日

添付資料 工事完了写真

備 考

建築等完了適合通知書

第 号
平成 年 月 日

-----様

あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定運営委員会
委員長 (印)

平成 年 月 日付けで申請のありました下記物件の工事については、景観協定書の基準に適合していることを通知します。

記

敷地位置 -----佐賀県唐津市-----
(店名 -----)

建物種別 -----造 -----階建 -----

延べ床面積 -----m²-----

●イメージパース

●花の演出

店舗や民家の壁面や2階部分などにプランターや花壇などによる演出を行い、花にあふれた街路空間を目指します。

●ばんこ(ベンチ)

店舗の店先スペース等を利用して、誰でも利用できる休憩施設として“ばんこ”を設置。まちの井戸端空間とします。

●花壇スペース

店舗の店先スペース等の民地側に用地が確保できる場合は、街路に彩りを加える花壇スペースを設けます。

●歩道

将来的な町並みに調和し、歩きやすい歩道を整備します。舗装材は、みどりを中心とした景観に調和しやすい暖色系の舗装（レンガ、透水平板）とします。

●歩道内植栽

歩道内には植栽スペースを確保し、街路樹や花木（プランター等）の植栽による演出を行います。植えた樹木名が通りの名称となるような“みどりのある街並み”を目指します。

●玄関先の演出

民地側（民家）は歩道との境界沿いに十分なスペースが確保できないと予想されるため、可能な範囲で、プランターや花壇などを設置し、街路を彩ります。

●街路灯

夜も安心して通行できる街路空間とするため、歩道部分には街路照明灯を設置します。

●ポケットパーク

まちのコミュニティの中心となる憩いの空間としてポケットパークを整備し、ベンチなどの休憩施設や、まちの歴史や特性を知る事のできる説明板等を設置します。

●バス停

バス停についてもまちを形成する景観要素のひとつとして、自然素材を用いたり周囲を花壇で彩るなど、みどりの景観に馴染むような工夫をします。



あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定運営委員会規約

平成30年5月31日

○運営委員名簿（任期：平成30年5月31日～平成32年5月30日）

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	近藤 豊守	東朝日町
副委員長	溝上 吉嗣	西旗町
委 員	江上 敏雄	西朝日町
委 員	松本 和弘	東朝日町
委 員	渡辺 康之	東朝日町
委 員	新 清隆	西朝日町
委 員	浅田 義彦	西朝日町
委 員	古川 恵子	西朝日町
委 員	伊崎 テイコ	東朝日町
委 員	増本 明弘	東朝日町
委 員	古賀 正栄	西朝日町
委 員	正野 保	西朝日町
委 員	井上 正剛	西朝日町
相 談 役	山口 哲生	西旗町

- (1) 運営委員会は協定の運営に関する次の事項を処理する。
 - ①協定第6条から第9条に係る事項
 - ②その他協定の運営に関し委員会が必要と認めた事項
- (2) 委員長は、建築等計画協議書の申請があった場合は、ただちに副委員長、委員及び相談役を招集し、運営委員会を開催するものとする。なお、計画書提出後20日以内に審査、事務処理を行うようにし、その結果を当該申請者へ通知する。また、修正等がある場合は、再提出を依頼する。
- (3) 委員会の成立は、委員等の1／2以上の出席を要するものとし、出席者過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- (4) 事務局は、委員長宅に置く。
- (5) 上記以外については、その都度運営委員会で協議する。

平成22年7月15日認可
平成24年10月24日変更認可

あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定
運営委員会

事務局
(近藤委員長)
TEL 0955-75-0808